

教 務 規 定

第 1 章 授 業

第 1 条 授業は、1 単位時間 5 0 分とする。

第 2 章 出 欠

第 2 条 出欠については、次のとおり取り扱う。

- 1 欠席、欠課、遅刻、早退をする場合は、原則として保護者等から事前に連絡する。
- 2 欠席が連続 7 日以上にわたる時は、医師の診断書等を添えて欠席届を提出する。
- 3 忌引期間は次のとおりである。

(ア) 父母	7 日
(イ) 祖父母・兄弟姉妹	3 日
(ウ) 伯叔父母等	1 日
- 4 学校が認める理由により欠席または欠課する場合は、欠席・欠課として扱わない。

第 3 章 定期考査

第 3 条 学習評価の一環として、定期に学力考査を実施する。(以下、「定期考査」という。)

第 4 条 定期考査は、第 1・2 学期には中間考査、期末考査を、第 3 学期には学年末考査を実施することを原則とする。

第 5 条 定期考査の時間割は、考査実施の 1 週間前に発表し、その日から、生徒の職員室の出入りを制限する。

第 6 条 考査開始から 3 0 分以上遅刻した者は入室を認めない。また、途中退室は認めない。なお、途中で入室して受験した場合の時間延長は認めない。ただし、正当な理由（公共交通機関の遅延等）で遅刻した場合は、原則として、考査にかかる正規の時間を確保させる。この場合、別室で受験させる。

第 7 条 正当な理由なくして定期考査を受けなかった場合は、当該科目を 0 点とする。

第 8 条 定期考査中に不正行為等があった場合は、当該科目を 0 点とし、以降の考査については、別途指示する。

第 4 章 学 習 の 評 価

第 9 条 学習の評価は、定期考査の成績、学習態度、レポート、課題、その他の成績資料により、総合して行う。

第 10 条 評価は 1 0 0 点法で行い、原則として学年成績に限り、5 段階評定

を併用する。ただし令和4年度入学生以降の評価は観点別で行い、学期および学年成績に限り、5段階評定を併用する。

第11条 100点法と5段階評定との関係は、次のとおりである。

100点法	5段階評定
75点～100点	5
60点～74点	4
45点～59点	3
40点～44点	2
0点～39点	1

令和4年度入学生以降の観点別評価と5段階評定との関係は、次のとおりである。

観点別評価の組み合わせ	5段階評定
「AAA」、「AAB」	5
「AAC」、「ABB」	4
「ABC」、「BBB」、 「ACC」、「BBC」、	3
「BCC」	2
「CCC」	1

第5章 科目の履修、単位の修得の認定

第12条 3年間に履修すべき教科・科目は、本校の定める教育課程による。

第13条 1単位とは、週あたり1時限（50分）の授業を1年間（35週）学習することを原則とする。

各科目の単位数は、本校が定める教育課程表や通知表に記載する。

第14条 科目の履修は、出席時数が年間授業時数の3分の2以上の場合に認定する。

第13条 単位の修得の認定

- 1 出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である。
- 2 学習の評定が2以上である。
- 3 科目の出席時数は出席すべき時数の3分の2以上である。
- 4 単位の修得の認定は学年末に行う。

以上、単位の認定は、科目履修、考査成績、受講態度、課題、その他を総合して学年末に行う。

第6章 進級、卒業の認定

第14条 次の条項をすべて満たす者に対して、進級を認める。

- 1 当該学年において、本校所定の教育課程を履修し、履修科目のすべての単位を修得している。

- 2 当該学年における出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である。
- 3 生徒指導上の問題が認められない。
- 4 当該学年におけるホームルームの欠課時数が出席すべき時数の3分の1以下である。
- 5 なお、当該学年においてすべての単位を修得できなかった場合、仮進級とし、進級を認める。次年度以降に追認試験を実施する。ただし、評定が1である科目が4科目以上ある場合は上記の措置は行わない。
進級の条項に満たない者については、成績会議で審議し、校長が進級の可否を決定する。
成績会議において、追認試験等が認められた場合は、次年度以降に追認試験、特別補講等を行い再評価し、成績会議で再審議し、校長がその可否を決定する。

第15条 同一学年の課程を再履修する場合（原級留置）は、本校の当該学年の既得単位は原則無効とする。

第16条 次の各項をすべて満たす者に対して、校長は本校の課程を修了したものと認め、卒業を認定する。

- 1 本校の教育課程の所定の履修科目のすべての単位を修得している。
- 2 卒業学年における出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である。
- 3 生徒指導上の問題が認められない。
- 4 卒業学年におけるホームルームの欠課時数が出席すべき時数の3分の1以下である。
卒業の条項に満たない者については、成績会議で審議し、校長がその可否を決定する。

第7章 学籍の異動

第17条 休学、復学または退学しようとする者は、その事由を付して保護者等から校長に願い出て、その許可を得なければならない。

ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第18条 休学の期間は3カ月以上1カ年以内を原則とする。

ただし、必要と認める時は、その願出にもとづき期間を延長することができる。

第19条 次の各項の一に該当する者は、職員会議の審議にもとづき、校長は退学に処することができる。

- 1 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反した者

第20条 転出、転入、編入、再入学の転学または転籍をしようとする者は、そ

の事由を付して、保護者等連署の上、校長に願い出て、その許可を得なければならない。

第8章 外国留学

第21条 外国の高等学校への留学を志望する者は、校長の許可を得なければならない。

第22条 校長は、教育上有益と認める場合に、許可をする。また、留学を許可する期間は、おおむね1カ年とする。

第23条 外国留学については、「富山県立高等学校における生徒の外国留学に関する取扱い要領」（平成22年5月14日改正）による。

本規定は、令和4年4月1日より施行する。